

東京ふれあいロード・プログラム

令和 年度

参加申込書

新規( )

申込日：令和 年 月 日

東京都 建設事務所長 殿  
 東京都 支庁長 殿

東京ふれあいロード・プログラムの参加団体として、以下のとおり活動を希望しますので、参加申込いたします。

参加団体名	ふりがな				
代表者氏名	ふりがな				
代表者住所	〒 ー				
代表者連絡先	電話番号	( )			
	FAX 番号	( )			
	その他連絡先 携帯電話、E-mail など	携帯連絡先 E-mail	( ) @		
団体の加盟人数	人	一回毎の平均 活動人数	人	活動開始 希望時期	平成 年 月 日より
希望する活動範囲	都道 号線 ( 通り) 地先 住所：東京都 延長：約 m				

〔活動内容〕(例)歩道の清掃、植樹帯の水まき、植栽の世話など活動内容を具体的に記入してください。

活動内容	活動回数 (月回数)	(該当する項目 に○を)	団体の性格等
	回		自治会、町内会
			商店会、商店街
			学校
			民間企業
			社団、財団、NPO 法人
			その他

〔支援の希望〕

(↓いずれかに○をお付けください。)

1	活動に係る用具等の購入費用の一部支援	希望する	希望しない
2	アドプト・サイン(表示板)の設置	希望する	希望しない

〔特記事項〕

--

## 1 参加申込にあたっての注意事項

- ①申込資格は、自治会、町内会、商店会、学校、企業、NPO 法人などの団体に限定しています。
- ②活動に係る費用は、原則として参加団体の負担とします。
- ③活動は、「東京ふれあいロード・プログラム協定」を締結し、協定に基づいて開始するものとします。
- ④活動中の事故に対応するため、原則としてボランティア保険等への加入をお願いします。但し、加入費用は自費をお願いします。

## 2 活動に係る支援について

ふれあいロードの活動団体として認定を受けると、(1)アドプト・サイン（表示板）の設置及び(2)活動に係る用具等の購入費用の一部支援（支援金）を希望することができます。

### (1) アドプト・サイン（表示板）

活動団体の名称を活動区間に示すためにアドプト・サイン（表示板）を希望により設置することができます。希望の場合には、設置場所・時期等を調整のうえ、サインを原則として1基設置させていただきます。サインの模様・形状は一定とします。サインの見本は、パンフレットに掲載されていますのでご覧ください。

なお、活動終了等に伴う看板の撤去は、原則団体で実施していただきます。

### (2) 活動に係る用具等の購入費用の一部支援

活動に係る費用（清掃用具や花苗の購入費用等）は、原則として参加団体の負担とします。

ただし、活動を円滑に運営するために、支援を希望し有償支援団体として認定された団体に限り、支援金の助成を受けることができます。

#### ①支援の条件

##### i 支援の金額

1年間の支援可能な上限額は、最高8万円とします。

団体からの活動計画書（様式2-1又は2-2）、活動に係る支援の要望書（様式5）に基づき、当該年度の支援上限金額を決定します。活動に必要な用具等を購入していたら、その支援上限金額の範囲内で、支援助成金振込依頼書（様式6）（領収書添付）と支援金執行状況報告書（様式7）により、精算払い（確定額支払：年2回）させていただきます。

##### ii 支援の対象

支援金は、活動の際に直接必要な用具等を購入するための費用の一部助成とします。用具等とは、以下のものをいいます。

- 清掃用具（ほうき、ちりとりなどの歩道上を清掃する用具）
- ごみ袋（清掃後のごみの回収に使用）
- 花苗、植栽に使用するもの（緑化活動に使用するもの）
- 肥料（植樹帯で花苗を植えるために必要な場合）
- その他活動に必要と認められる用具

（例えば、軍手、事故防止のためのカラーコーンなど）

※事務経費、会合費などの活動経費は、含まれません。

## ②有償支援団体とは

有償支援団体とは、支援金要望し、支援金を受けることが決定された団体をいいます。有償支援団体に決定された団体は、協定が更新された場合、翌年度も引き続き支援を受けることができます。協定更新申出書兼活動計画書（様式2-2）と併せて新年度分の活動に係る支援の要望書（様式5）をご提出ください。

ただし、支援が不要となった場合は、協定更新時に必ずお申し出ください。

## ③支払手続について

この支援金の助成制度は、公益財団法人東京都道路整備保全公社の協力により運営されています。提出期限を過ぎたもの及び前年度に購入したものは精算できませんのでご注意ください。

また、残額が出たとしても翌年度に繰り越すことはできません。

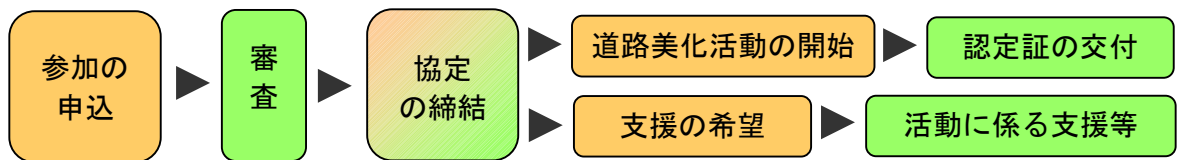
	第1回	第2回
支援金振込依頼書・提出期限 (活動団体→建設事務所、支庁)	7月末日まで	1月末日まで
振込期限 (各団体の口座に振込)	9月末日まで	3月末日まで

## 3 活動開始までの流れ

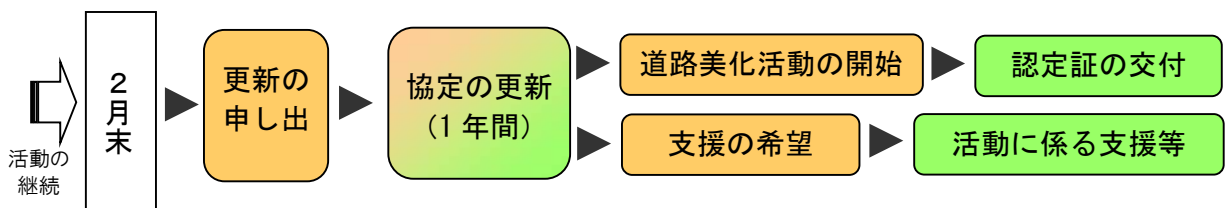
● 活動団体

● 東京都

○新規



○更新



### 更新手続きに必要な書類

- ・ 協定更新申出書兼活動計画書（様式2-2）
- ・ 当該年度の活動報告書（様式3-1又は様式3-2）
- ・ 活動に係る支援の要望書(有償支援団体)